

議員提出第10号議案

神戸市会会議規則の一部を改正する規則の件

神戸市会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月25日提出

提出者 神戸市会議員全員

神戸市会会議規則の一部を改正する規則

神戸市会会議規則（昭和31年10月20日市会議決）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(参集及び欠席の届出) 第1条 [略] 2 議員は、 <u>公務、傷病、育児、看護、介護、出産及び配偶者の出産補助</u> その他の事由により、招集に応じることができないとき又は会議に出席することができないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 3 <u>議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前</u>	(参集及び欠席の届出) 第1条 [略] 2 議員は、傷病、出産その他の事由により、招集に応じることができないとき又は会議に出席することができないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

(議席)

第2条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が会議に諮つて定める。一般選挙後新たに議員となつた者の議席もまた同様とする。

2 議長は、必要があると認めるときは会議に諮つて議席を変更することができる。

3 [略]

(会期)

第3条 [略]

2、3 [略]

4 会議に付された事件を全て議了したときは、議長は会期中でも閉会することができる。

(会議時間)

第4条 会議は、午前10時から午後5時までとする。ただし、議長が会議に宣告すること又は議会の議決でこれを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急

(議席)

第2条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が会議にはかつて定める。一般選挙後新たに議員となつた者の議席もまた同様とする。

2 議長は、必要があると認めるときは会議にはかつて議席を変更することができる。

3 [略]

(会期)

第3条 [略]

2、3 [略]

4 会議に付された事件をすべて議了したときは、議長は会期中でも閉会することができる。

(会議時間)

第4条 会議は、午前10時から午後5時までとする。ただし、議長が必要と認めるとき又は議会の議決でこれを変更することができる。

を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

3 会議の開始は振鈴（電子音含む）で報ずる。

（先決動議の措置）

第11条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし出席議員5人以上の者から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）

第12条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき、前項の許可を求めようとするときは、提出者及び賛成者の全部から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき、第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から

2 会議の開始は振鈴で報ずる。

（先決動議の措置）

第11条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし出席議員5人以上の者から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）

第12条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき、前項の承認を求めようとするときは、提出者及び賛成者の全部から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき、第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から

請求しなければならない。

(日程の順序変更及び追加)

第14条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は討論を用いないで会議に諮り、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(日程の終了及び延会)

第15条 議事日程に記載した事件の議事を終わつたときは、議長は散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要であると認めるとき又は議会の議決により延会することができる。

(投票)

第20条 議員は、議長の指示に従つて、順次投票する。

(投票の終了)

第21条 議長は、投票が終わつたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第22条 [略]

2 [略]

請求しなければならない。

(日程の順序変更及び追加)

第14条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は討論を用いないで会議にはかり、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(日程の終了及び延会)

第15条 議事日程に記載した事件の議事を終つたときは、議長は散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要であると認めるとき、又は議会の議決により延会することができる。

(投票)

第20条 議員は、職員の点呼に応じて、順次投票する。

(投票の終了)

第21条 議長は、投票が終つたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第22条 [略]

2 [略]

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙に関する疑義)

第25条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮つて決める。

(議案の説明、質疑及び委員会付託)

第29条 会議に付する事件は、提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は市会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第30条 委員会に付託した事件は、委員会報告書の提出を待つて議題とする。

2 [略]

(修正案の説明)

第32条 委員長の報告及び少数意見の報告が終わつたとき、又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(討論及び表決)

第34条 議長は、前条の質疑が終わつたときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙に関する疑義)

第25条 選挙に関する疑義は、議長が会議にはかつて決める。

(議案の説明、質疑及び委員会付託)

第29条 会議に付する事件は、提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は市会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第30条 委員会に付託した事件は、委員会報告書の提出をまつて議題とする。

2 [略]

(修正案の説明)

第32条 委員長の報告及び少数意見の報告が終つたとき、又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(討論及び表決)

第34条 議長は、前条の質疑が終つたときは討論に付し、その終結の後表決に付する。

(委員会の審査又は調査期限)

第36条 [略]

2 前項の期限内に審査又は調査を終わることができないときは、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

(発言の許可等)

第38条 発言は、全て、議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

(発言の通告等)

第39条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ、議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合及び発言を通告した者が、全て発言を終わった場合は、この限りでない。

2～4 [略]

5 通告した者が欠席したとき、又は発言の順位に当たつても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

(議長の発言討論)

第42条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さな

(委員会の審査又は調査期限)

第36条 [略]

2 前項の期限内に審査又は調査を終ることができないときは、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

(発言の許可等)

第38条 発言は、すべて、議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

(発言の通告等)

第39条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ、議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合及び発言を通告した者が、すべて発言を終った場合は、この限りでない。

2～4 [略]

5 通告した者が欠席し、又は発言の順位に当つても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

(議長の発言討論)

第42条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終った後、議長席に復さなけ

なければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第43条 発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 [略]

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑、討論、質問の終結)

第46条 質疑、討論又は質問が終わつたとき議長は、その終結を宣告する。

2 [略]

3 前項の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。

(発言の取消)

第49条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消すことができる。

(委員外議員の発言)

第52条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは委員でない議員に対してその出席を求めて説明又は意見を聴くこ

なければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第43条 発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 [略]

3 議員は、質疑に当つては、自己の意見を述べることができない。

(質疑、討論、質問の終結)

第46条 質疑、討論又は質問が終つたとき議長は、その終結を宣告する。

2 [略]

3 前項の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(発言の取消)

第49条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取消すことができる。

(委員外議員の発言)

第52条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは委員でない議員に対してその出席を求めて説明又は意見を聞くこ

とができる。

2 [略]

(閉会中の継続審査)

第57条 委員会が閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならぬ。

(委員会報告書)

第59条 委員会が事件の審査を終わつたとき又は調査を終わり報告しようとするときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(表決問題の宣告)

第60条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(起立による表決)

第63条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対し出席議員5人以上の者から異議があるときは、議長は記名投票で表決を採らなければならない。

とができる。

2 [略]

(閉会中の継続審査)

第57条 委員会が閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出でなければならない。

(委員会報告書)

第59条 委員会が事件の審査を終つたとき又は調査を終り報告しようとするときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(表決問題の宣告)

第60条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(起立による表決)

第63条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対し出席議員5人以上の者から異議があるときは、議長は記名投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第64条 議長が必要あると認めるとき、又は出席議員5人以上の者から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長はいずれの方法によるかを無記名投票により決める。

(簡易表決)

第69条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。

2 異議がないと認めるときは、議長は可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し出席議員5人以上の者から異議があるときは、議長は起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第70条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員5人以上の者から異議

(投票による表決)

第64条 議長が必要あると認めるとき、又は出席議員5人以上の者から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は何れの方法によるかを無記名投票により決める。

(簡易表決)

第69条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。

2 異議がないと認めるときは、議長は可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し出席議員5人以上の者から異議があるときは、議長は起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第70条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員5人以上の者から異議

があるときは、議長は、討論を用い
ないで会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、
原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第71条 請願書には、請願の趣旨、提
出年月日及び請願者の住所を記載
し、請願者が署名又は記名押印をし
て議長に提出しなければならない。

2 請願者が法人の場合には、請願の
趣旨、提出年月日、法人の名称及び
所在地を記載し、代表者が署名又は
記名押印をして議長に提出しなけれ
ばならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、
請願書に署名又は記名押印をしな
ければならない。

4 [略]

5 請願者が請願書を撤回しようとする
ときは、委員会に付託した後にお
いては議会の許可を得なければなら
ない。ただし、委員会に付託する前
においては、議長の許可を得なけれ
ばならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうと
するときは、委員会に付託した後に

があるときは、議長は、討論を用い
ないで会議にはかつて決める。

3 修正案がすべて否決されたとき
は、原案について表決をとる。

(請願書の記載事項等)

第71条 請願書には、請願の趣旨、提
出年月日、請願者の住所及び氏名
(法人の場合には、その所在地、名
称及び代表者の氏名)を記載し押印
して議長に提出しなければならない。
い。

2 請願を紹介する議員は、請願書に
記名押印しなければならない。

3 [略]

においては議会の許可を得なければならない。ただし、委員会に付託する前においては、議長の許可を得なければならない。

(請願人への通知)

第74条 議長は、議会において採択した請願はその旨を、不採択としたものはその理由を付記し、紹介議員を通じてこれを請願人に通知する。

(陳情の委員会送付)

第76条 議長は、陳情書を受理したときは、これを適當の委員会に送付する。ただし、議長において委員会に送付する必要がないと認めたものは、この限りでない。

(議長及び副議長の辞職)

第80条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮りその許容を決める。

3 [略]

(携帯品)

第86条 何人も議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならな

(請願人への通知)

第74条 議長は、議会において採択した請願は、その旨を、不採択としたものはその理由を附記し、紹介議員を通じてこれを請願人に通知する。

(陳情の委員会送付)

第76条 陳情書が提出されたときは、議長は、これを適當の委員会に送付する。

(議長及び副議長の辞職)

第80条 議長が辞職しようとするときは、副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかりその許否を決める。

3 [略]

(携帯品)

第86条 何人も議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならな

い。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議長の秩序保持権)

第92条 全て規律に関する問題は、議長が決める。ただし、議長が必要と認めるときは、討論を用いないで会議に諮り決めることができる。

(懲罰動議及び処分要求の提出)

第93条 [略]

2 法第133条の規定による処分を求めようとする議員は、文書をもって、その理由を付し、議長に申し出なければならない。

3 [略]

(代理弁明)

第94条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

(会議録の配布)

第99条 会議録は、議員及び関係者に配布する。

(会議録の署名者)

第102条 議長及び当日出席議員のうち先着2人の者が、会議録に記名押

い。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議長の秩序保持権)

第92条 すべて規律に関する問題は、議長が決める。ただし、議長が必要と認めるときは、討論を用いないで会議にはかり決めることができる。

(懲罰動議及び処分要求の提出)

第93条 [略]

2 法第133条の規定による処分を求めようとする議員は、文書をもって、その理由を附し、議長に申し出なければならない。

3 [略]

(会議録の配布)

第99条 会議録は印刷し、議員及び関係者に配布する。

(会議録の署名者)

第102条 議長及び当日出席議員のうち先着2人の者が、会議録に署名す

印する。

(会議規則の疑義に対する措置)

第104条 この規則の疑義は議長が決める。ただし、5人以上の者から異議があるときは、会議に諮つて決める。

る。

(会議規則の疑義に対する措置)

第104条 この規則の疑義は議長が決める。ただし、5人以上の者から異議があるときは、会議にはかつて決める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

標準市議会会議規則の改正を踏まえた規定の整備等を行うこと及び陳情の取扱いを見直すことに伴い、規則を改正する必要があるため。